目

次

示

告

保安林に指定する予定である旨の通知

有害興行の指定

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 道路の供用開始

岐阜県流域下水道条例に基づく知事が定める措置等

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

公共測量の終了 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

岐阜都市計画の図書の縦覧

岐

開発行為の工事の完了

土地改良区役員の退任及び就任

男女参画青少年課)八三五ページ 下 道 同 (治 路維持課) 八三八 水 Щ 道 課) 八三六)八三七

商 流 通 課 八四〇 八四〇

都市政 築指導課)八四 策課) 凸 凸

(用

(西濃農林事務所) 八四三 **建**

> 平成二十四年十二月二十一日 第 千 四 百

六

号

(金曜日)

告

示

岐阜県告示第五百九十一号

定により次のものを有害興行として指定した。 岐阜県青少年健全育成条例 (昭和三十五年岐阜県条例第三十七号) 第十条第一項の規

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田

指定興行

							军	繿
								濫
吉沢明歩 したくてしたくて	姉妹相姦 いたずら魔乳	巨乳天国 ゆれ揉みソープ	変態性宴 美肉さそい	野外プレイ 覗きの濡れ場	子宮に捧げる愛の詩(女体拷問研究所の真実)	未亡人どもの反乱 喪服でおもてなし	若奥様と義父 指と舌で昇天	題名等
準	4	4	4	1	スタシオ・グレート・ホーブ	準	準	門
展	ı	ı	ı		12P	Ш	Ш	浴 伙
₩	ا لا	L L	ا لا	رر ا	Į.	₩	₩	学
军	- 军	軍	- 军	- 军	7	军	军	加
画	画	画	画	画	7	餪	餪	418

平成24年12月21日

指定年月日

ω

指定理由

岐 阜 県 公 報

毎週 (金曜日)

発行

平成二十四年十二月二十一日

を阻害するおそれがあるものと認められる。 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成

岐阜県告示第五百九十二号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田

指定の目的 郡上市八幡町相生字雛成向一五七一の一、一五七一の二、一五七五、一五七六

保安林予定森林の所在場所

Ξ 指定施業要件 土砂の流出の防備

立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

岐阜県告示第五百九十三号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

郡上市美並町高砂字宮奥一三四四、一三四五、一三五三、一三五四

指定の目的

水源の涵養

指定施業要件

- 立木の伐採の方法 主伐に係る伐採種は、定めない
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百九十四号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

= 指定の目的

郡上市明宝奥住字橋詰三一九一の一、三一九一の二、三一九一の八

土砂の流出の防備

指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

字橋詰三一九一の一・三一九一の八(以上二筆について次の図に示す部分に限

る。)、三一九一の

平成24年12月21日 岐 公 報 第2406号 (837)阜 県 Ξ 岐阜県告示第五百九十五号 備え置いて縦覧に供する。

保安林予定森林の所在場所

本巣市外山字大洞二六六の一

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

指定の目的

土砂の流出の防備

- 2 その他の森林については、 主伐に係る伐採種を定めない
- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事

古 田

、「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場

次のとおりとする。

岐阜県告示第五百九十七号 に備え置いて縦覧に供する。)

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通 知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成二十四年十二月二十一日

 (\equiv)

次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巣市役所に

2

岐阜県知事 古 田

岐阜県告示第五百九十六号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町東横山字下山四の一

- = 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- Ξ 指定施業要件
- 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二、一九〇二の二二、一九〇二の三〇、一九〇二の三七 揖斐郡揖斐川町谷汲名礼字尾市一九〇一の二、一九〇一の三の一、一九〇二の一の

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百九十八号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する なお、その関係図面は、平成二十四年十二月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道

岐

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田

声平三平 ・成・成 ・ 六 一 六	三平 ≟成 ≟	1110•0	八五二番一八地先まで同 市同 字水坪一八四二番一地先から 字水坪一高山市国府町八日町字馬道一高山市国府町八日町字馬道一	見国 座府 線	県 道
ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考	の 期 用 開 始	ル ₍ 延 ・ ト 長	区間	路 線 名	類の道 種路

岐阜県告示第五百九十九号

岐阜県流域下水道条例に基づく知事が定める措置等を次のように定める。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県流域下水道条例に基づく知事が定める措置等

第一条 岐阜県流域下水道条例 (平成二年岐阜県条例第三十二号。以下「条例」という。 に定めるもののほか、この告示における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当

- 該各号に定めるところによる。 レベルー地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- 二 レベル二地震動 る地震動をいう。 施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有す
- 三 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設 (これを補完する施設を含む。
- 以下同じ。) をいう。 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排

水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

- ると見込まれる排水施設 破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であ
- 四 その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理

- **第二条 条例第五条第三号の知事が定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水** 施設及び処理施設 (これを補完する施設を含む。以下同じ。) とする。
- 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水
- 次に掲げる項目に応じ、それぞれ次に定める数値であること。

- 水素イオン濃度
 水素指数五・八以上八・六以下
- (2)大腸菌群数 | 立方センチメートルにつき三千個以下
- 浮遊物質量 ーリットルにつき四十ミリグラム以下
- 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量(計画放流水質に適合する)
- 大腸菌が検出されないこと。
- 濁度が二度以下であること。
- 三(前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質) がないと認められるもの その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれ
- 2 より検定した場合における検出値によるものとする。 に基づき国土交通大臣が定める方法(平成二十年国土交通省告示第三百三十四号)に 前項第二号口及び八に規定する基準は、下水道法施行規則第四条の三第二項の規定

(耐震性能及び耐震性能を確保するために講ずべき措置)

第三条 れぞれ当該各号に定めるとおりとする。 排水施設及び処理施設の耐震性能は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、そ

重要な排水施設及び処理施設

岐

- び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。 レベルー地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及
- П 期の流下能力及び処理機能を保持すること。 流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所 レベル二地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな
- **一 その他の排水施設 前号イに定める性能を有すること。**
- 2 条例第五条第五号の知事が定める措置は、前項に規定する耐震性能を確保するため に講ずべきものとして次に掲げるとおりとする。
- 又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置 設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し 同じ。) に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第四号において
- 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合におい 護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のため

(839)

- 効な損傷の防止又は軽減のための措置 傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損
- 諸条件を勘案して、前項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措 前三号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の

四

- (排水管の内径及び排水渠の断面積の数値)
- 第四条条例第六条第一号の知事が定める数値は、 それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 次の各号に掲げる構造の区分に応じ、
- ミリメートル) 排水管の内径 二百ミリメートル (自然流下によらない排水管にあっては、三十
- 二 排水渠の断面積 五千平方ミリメートル

(汚泥の処理に伴う排気等による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じ

- ないようにするために講ずる措置)
- 第五条 条例第七条第二号の知事が定める措置は、次に掲げるとおりとする。 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じ
- ないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- 一 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じ ないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- 三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が 生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の
- ないようにするために講ずる措置) (汚泥の処理に伴う排気等による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じ
- 第六条 条例第九条第六号の知事が定める措置は、次に掲げるとおりとする。
- ないようにするための排ガス処理等の措置 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じ 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じ
- ないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が

第2406号		岐	阜	県 公	報	平成24年	12月21日 (840)
	(変更前)午前九時三〇分~午後一〇時三〇分(年間六十日 午前八時三〇分か4 変更しようとする事項 本巣市三橋字糸貫川通一一〇〇番一 外 建物の名称及び所在地	三井住友信託銀行株式会社 2 届出者の氏名又は名称 3 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成二十四年十月三日 1 届出年月日	一取り下げられた届出 岐阜県知事 古 田 筆	平成二十四年十二月二十一日小売店舗の変更の届出は取り下げられたので、次のとおり公示する。大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模	大規模小売店舗の変更の届出に関する件公のである。	この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。 附 則 生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置
意見なし(届出事項を更) 二 意見の概要 いっぱっかい いっぱっかい いっぱっかい いっぱっかい いっぱっかい いっぱん かいり はいい いっぱん いっぱん かいり はいい はい いっぱん はいい はい		する。 小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模	大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	意見なし (届出事項の変更)	岐阜市大字清字上沼六三四番五(外)カネスエ三里店(一)建物の名称及び所在地)		- 通課において縦覧に供する。 ・ 大規模小売店舗立地法(平成十十二月二十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流する。 ・ 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模 ・ 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

岐阜都市計画の図書の縦覧

の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定による都市計画の図書

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事

古

田

都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画公園

三・三・一号笠松町運動公園

縦覧場所 岐阜県都市建築部都市政策課及び笠松町建設水道部建設課

次の開発行為に関する工事が完了したので、 開発行為の工事の完了 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)

平成二十四年十二月二十一日

代表取締役 岩 セントラル開発株式会社岐阜市金岡町五番地

田

克

弘

開

発

許 可 を 受

け た 者

の 住

所

及び

氏

名

羽島郡岐南町上印食八丁目八二

番地

代表取締役 臼大丸開発株式会社

井

泉

羽島郡岐南町平島六丁目二四番地

岩

正

岐阜県知事 古 田

肈

同東建築第八八号の六同東建築第八八号の六	同中建築第五五号	同二四・三・二一同西建築第七四号の九	同に建築第二八号の八	同二四・八・二九同は建築第二八号の四同岐建築第二八号の四	同二四・一〇・二同岐建築第二七号の一同岐建築第二七号の一	同二四・一〇・四同は建築第三二号の
八・一五の六	下号 一 九	一号二の一九	・号 一八 一八	八・二大号の一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一	・一号の一四	・号の
工区)	一 外二三筆 郡上市八幡町稲成字カゲ畑一〇〇七番	(既存部分)海津市平田町西島字中沼(既存部分)海津市平田町西島字中沼九七番一九九番、四九二番二、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二番三、四九二十二、四九二十二、四九二十二、四九二十二、四九二十二、四九二十二、四九二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	二から一一七五番六まで 同一郡同 町同 字四反田一一七五番	三二番一、一八三一番一及び一八一八二九番一、一八三一番一及び一八一部、一八二七番二、一八二八番二、一部、 甲門間字野崎一八二二番の同 郡同 町門間字野崎一八二二番の	同都笠松町中野字村内二三〇番	
道 道 路、 下 水	緑地	道 路	道 路	道路	道路	
同	同	同	同	同	同	
代表取締役(中)(尾)(益)とヨタすまいるライフ株式会社を関連の関連を関係している。	代表取締役 藤 永 賢 ゲンキー株式会社 コニハ 三三	代表取締役社長 木 村 は岐阜市福光東三 五 七	代表取締役 井 浪 典株式会社 さん・さん せいりょう はいっぱん さんきん	代表取締役家、田恵恵、株式会社家田織工所、大会社、家田織工所、田倉地田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田田の田田田田田田田田	代表取締役 松 原株式会社 光製作所 田川の三	
大	_ =	敏 之	子	=	功	

一〇一番地	根古地		正	7,33/3	腸	同 			五八番地	根古地	同	五	眞	田	藤	同			(
八四番地	栗笠	同	央	敏	唇	自	_		一八〇番地	栗笠	同	甫			Ш	同			843
五九番地	栗笠	同	雄	隆	承原	同系	_		九九番地	上之郷	同	男	和		Ш	同)
九九番地	上之郷	同	男	和	/'' 	同	_		二二〇五番地	下笠	同	藏	勘	藤	伊	同			平局
二二〇五番地	下笠	同	藏	勘	藤	同田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	_		二〇六〇番地	下笠	同	雄	末	中	田	同			戊 24 4
二〇六〇番地		同	雄	末	中	同田	_		一八六九番地三	下笠	同	明	茂	藤	伊	同			∓ 12 /
一八六九番地三	下笠	同	明	茂	形態	同伊	_		一四〇三番地	下笠	同	男	靖	永	松	同			貝 21
一五七七番地	下笠	同	均	we.	施	同近	_		七三五番地	下笠	同	治	茂	野	小	同			目
八六〇番地	下笠	同	男	和	ባጥ	同林	_		六一六番地一	大野	同	男	辰	谷	澁	同			
五三一一番地	下笠	同	博	昭	中	同田	_		六六一番地	大野	同	満		谷	澁	同			-
二八九〇番地一	船附	同	義	郁	川	同小	_		二八三一番地	船附	同	正		島	宮	同			岐
一三三番地	船附	同	己	正	路	同	_		九番地二	船附	同	秋	千	島	中	同			阜
五八番地	根古地	同	五	一 眞	歴	同	_		七八五番地	船附	同	男	_	嶋	中	同			
一四二七番地	下笠	同	行	芳	竹	同佐	_		八七五番地	下笠	同	清		•••	林	同			県
船附(二八五八番地)	4-	同	清	/1	井	同		3 6	五九番地	栗		植	隆	原	· 桑				公
六六一番地	養老郡養老町大野		満	-	ALL 谷	埋事	平成	五三土地	力、霍地	置老郡養老町根古地	横	美	治				改良区一一一一一一	改五	
所		住	名		16	役名氏	年就月日任	改土 良 区 名地	,) ; ! 所		住	名	ì		_			. 改土 良	報
							役員	就任した記								:	役員	. 退 任	
二五〇番地	大場	同	男	春	水永	同松	_											<u> </u>	
一五六四番地	下笠	同	吉	治	脇	西西	_		肇	事古田	岐阜県知事	岐							
九七六番地二	船附	同	春	正	井	監事									日日	三月二十	平成二十四年十二月二十一日		
六三四番地	大場	同	正		木村	同	_										定により公示する。	定に	
四一六番地	大場	同	昭	義	形態	同田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	_		同条第十七項の規	あったので、同	届出が	旨の	じた	ひ就	住及?	役員が退	マレ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ! と : お	第2
一〇二番地	大場	同	=	伸	田田	同飯	_		定により、次の	土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次の	第十八	号)	十五	第 百九	十法律第	二十四年	地改良法(昭和	+	2 4 (
四八一番地一	根古地	同	治	敏	俚田	同種	_							紅任	岌び!	員の退任	土地改良区役員の退任及び就任		6 등
八五五番地	根古地	同	雄	秀	卢	同河	_												큵